

加茂市介護事業原油価格等高騰対策事業

原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所のサービスの質の確保、事業継続のため、燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）の負担増加分に対し補助金を交付します。

○ 補助対象者

- ① 市内に住所を有する介護保険サービス事業所。
- ② 同一年度内で他の同様の支援制度による補助等を受けていないこと。
- ③ 今後も事業を継続する意思があり、今年度中に休止又は廃止を予定していない介護サービス事業所。
- ④ 市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

○ 補助の対象経費と補助金の額

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ・燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）。
- ・和4年7月から9月の3か月間に負担した対象経費から前年同期の負担額を差し引いた額。（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）。
- ・上限100万円。
- ・1つの施設で複数の介護サービスを提供している場合は、合算して1事業所とします。
- ・訪問介護等で障害サービスを一体的に提供している場合は、合算して1事業所とします。

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ・補助対象の介護サービス事業所において使用する車両の燃料費（所有台数に応じて補助）。
- ・車両1台あたり2万円。

○ 申請書類

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ① 加茂市介護事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙1）
- ③ 補助金対象経費が分かる請求書及び領収書等の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ① 加茂市介護事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙2）
- ③ 自動車検査証の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

○ 申請期間

令和4年11月22日（火）から令和4年12月23日（金）まで

◎申請先・お問合せ先：加茂市介護・看護支援センター 介護保険係
〒959-1312 加茂市石川2丁目2473番地1
TEL：0256-41-4032 FAX：0256-53-3003
e-mail：kaigo@city.kamo.niigata.jp